

令和 7 年度

社会福祉法人大治町社会福祉協議会

事業計画書

目次

□	基本理念・基本方針・重点取組	1 頁
□	各事業の取組	2 ～ 1 0 頁
	◎総務部	2 頁
	◎地域福祉部	3 頁
	◎児童福祉部	7 頁
	◎障害福祉部	8 頁
	◎福祉サービス利用支援部	9 頁
	◎介護福祉部	9 頁

基本理念

私たちは、誰もが笑顔になれる「まち」を目指して事業に取り組みます。

基本方針

昨今、合計特殊出生率の減少、超高齢社会の進行はさらに加速をみせており、2030年には、日本人口の3人に1人が65歳以上となると見込まれています。

また、経済格差などに伴う貧困問題の深刻化、家族や地域の支えあい機能の低下など、多様化・複雑化した福祉課題に対する適切な対応が求められています。

このような社会の変化を踏まえ、地域における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割を持ち、お互いが存在を認め合い、支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる「地域共生社会」※1を実現しなければなりません。

地域福祉の担い手である社会福祉協議会が果たす役割は大きく、「ふだんのくらしがしあわせ」であることを実感できる社会となるよう、全力で取り組み、福祉の専門職としての自覚と責任を持ち、地域共生社会の実現を目指してまいります。

そして、役職員一丸となり、行政はもとより、地域住民をはじめ、ボランティア、社会福祉法人、関係機関・団体等と連携・協働しながら地域の福祉課題に向き合っていきます。

※1 地域共生社会 → 制度・分野ごとの「縦割り」「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域をともに創っていく社会。(厚生労働省ホームページより)

重点取組

1. 災害への体制整備

平時より大規模災害を想定した災害ボランティアセンターの運営に向けた訓練を行い、発災時支援活動を行うための整備を図ります。有事の際に、適切な対応を行い利用者に必要なサービスが継続的に提供できるよう「業務継続計画（BCP）」の見直しを進めます。

2. 大治町総合福祉センター「希望の家」指定管理運営事業のサービス向上に向けて

令和7年度から11年度の指定管理事業者として引き続き受託することになり、これまで培ったノウハウを活かしながら更に充実させるべく協議検討しサービス提供をしていきます。

3. 職員の人材育成

労働基準法や社会保険の制度などを活用し、働きやすく、働き甲斐のある職場を目指し、人材育成や確保に努めていきます。

4. 組織改編

令和2年7月に全国社会福祉協議会により、市町村社協経営指針が改定されたことを受け、本会としても組織改編に向けた準備を進めていきます。

各事業の取組

◎ 総務部

〈目標〉

人材の育成、組織の活性化、財政基盤の強化にむけて取り組みます。

〈重点取組〉

- ・人事評価制度を確立し、公平・公正な処遇や職員の意欲形成を図ります。
- ・組織統制の適正化、法人運営の透明性の確保、法令遵守の徹底等、町内社会福祉法人の模範となるよう努めます。

① 法人運営事業（独自事業・補助事業）

理事会及び評議員会等を適正に開催します。

将来にわたり安定した事業運営を行うため、事業経営の透明化や経営基盤の強化を図るとともに自主財源の確保に努めてまいります。

大規模災害等の有事に備えた体制の維持・強化として、「業務継続計画（BCP）」の更新や職員訓練を含めた体制整備を図っていきます。

② 会員入会促進事業（独自事業）

住民の方々に地域福祉推進の理解・協力を得るため、各方面から個人及び法人会員の加入促進を図ります。

③ 安全衛生事業（独自事業）

安全衛生委員会を開催し、産業医の指示のもと計画的に職員の業務遂行上発生する恐れのある災害・疾病の防止や健康管理に努め安全に関する協議等を行います。

④ 苦情解決事業（独自事業）

福祉サービスの利用者がより快適なサービスを受けられるようにするため第三者委員を選任し、利用者等からの苦情の適切な解決に努めます。

⑤ 大治町総合福祉センター「希望の家」指定管理運営事業（受託事業）

・地域福祉センター運営事業

令和7年度から令和11年度までの5年間、指定管理者として、地域住民が安心して利用でき地域に開かれた福祉活動の拠点となるよう、適切な事業運営、衛生管理に努めます。

・ティーラウンジ運営事業

憩いの場となるよう、利用者のニーズに沿った喫茶業務を行います。

⑥ 広報調査研究事業（独自事業）

本会事業の取組や地域福祉を推進する事業・活動の紹介、普及啓発を目的に「タウン大治」の発行を行います。

また、ホームページやSNSを活用し、本会事業の取組を広範囲にて情報発信を行います。

◎ 地域福祉部

〈目標〉

住民一人ひとりが尊重され、社会とつながり、生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現に向け、地域づくりの強化を図ります。地域の生活課題の解決を図り、福祉コミュニティの形成に努めます。

また、災害ボランティアセンターの整備拡充を図り、訓練及び研修会の実施やマニュアルの見直しを行います。

「おおはる成年後見支援センター」では、成年後見制度利用促進に係る中核機関として、社協機能を有機的に連携させ、対象者の権利擁護を推進します。

〈重点取組〉

- ・ご自分で生活が“しづらい人”に対して、自己決定の支援を行います。
- ・ボランティアセンターの機能の見直しや啓発活動の強化に努めます。
- ・住民同士が支え合う地域をめざして、環境整備に取り組みます。
- ・地域生活課題の把握のためアウトリーチ活動※²を展開します。
- ・地域福祉推進活動のために必要な財源を確保します。
- ・福祉教育における協同実践を推進します。
- ・災害ボランティアセンターマニュアルの更新を行います。
- ・法人後見事業の実現に向けての協議検討を行います。

※2アウトリーチ活動 → 支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス。（厚生労働省ホームページより）

① 福祉活動専門員事業（補助事業）

福祉活動専門員は、民間社会福祉活動の推進方策について調査、企画及び連絡調整を行うとともに、広報・指導その他の実践活動の推進に従事します。また、地域へのアウトリーチ活動の展開から、地域生活課題の把握、専門機関等につなぐコーディネートを行うなど、地域のネットワークづくりを推進します。

② 敬老事業（独自事業・補助事業）

町と共催し、高齢者の長寿を祝う「敬老事業」を開催する予定です。

③ 福祉講演会事業（補助事業）

地域住民を対象に、地域福祉の普及啓発を図るために地域のニーズに基づいた講演会を企画します。また、講演会の場で本会の会員啓発活動を行います。

④ 福祉関係団体等助成事業（独自事業）

- ・各種団体への助成

福祉関係団体の活動推進と育成を図るために、団体運営に必要な経費の補助金を交付し、側面的支援をします。

※助成団体は、遺族会、老人クラブ連合会、障害者福祉協会、障害児（者）を持つ親の会の4団体です。

- ・共同募金配分金により町内保育園の支援をします。

ひとり暮らし高齢者の生活を支援します。

⑤ 食の自立支援事業（受託事業）＜一部業務を事業者に委託＞

調理が困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者等に栄養バランスのとれた食事を提供し、安否確認を行います。

⑥ ひとり暮らし老人交流会事業（受託事業）

毎月1回、65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、レクリエーションを総合福祉センター等にて実施することで、参加者同士やボランティア団体員との交流を深めるとともに、健康保持と積極的な社会参加を図ります。

地域におけるボランティア支援の推進、住民同士が支え合う地域をめざして取り組みます。

⑦ ボランティアセンター運営事業（独自事業・補助事業）

ホームページやSNS等を活用し、幅広い年代層の地域住民に向けてボランティアに関する様々な情報提供を行うとともに、8月にはボランティア活動体験を行い、地域住民のボランティア活動への参加促進を目指します。

また、平時から災害ボランティアセンターの活動についての周知を図るとともに、災害ボランティアコーディネーターとの関係等の見直しを図ります。また、新たに災害に関するボランティアの募集を行います。

災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた訓練や活動資機材の整備を進め、災害ボランティアセンターマニュアルの見直しを図ります。

⑧ 福祉協力校事業（独自事業）

福祉教育を推進するため、町内の小学校、中学校を社会福祉協力校に指定し、児童生徒を対象に、学校や地域における福祉体験学習等を支援し、福祉への理解と関心を高め、思いやりや助け合う心を養うことで、自分と違う立場の人を認め、ともに生きていく力を育みます。

また、福祉教育における協同実践を推進するために、地域におけるプラットフォームをつくっていきます。

⑨ 講座開催事業（補助事業）

社会福祉の普及啓発や地域福祉の推進を目的に、あま市社会福祉協議会と共催で手話奉仕員養成講座を開催します。

（全４０回　大治町：５～９月、あま市：１０～３月）

⑩ ボランティアグループ支援事業（独自事業）

ボランティア登録団体にボランティアルームの貸出やコピー機の使用、また申請があった全グループへ一律の助成金交付や希望団体（最大６団体）へ助成を行うことにより、活動の活性化や活動を安定的かつ継続的に行うことができるよう支援します。

⑪ 地域福祉サービスセンター事業（独自事業・補助事業）

必要なときに福祉サービス等を受けることができるよう相談に応じ、関係機関と連携してサービスの利用につなげます。アウトリーチ活動を強化し、地域のニーズ把握に努めます。

地域福祉の推進活動のために必要な財源を確保します。

⑫ 共同募金事業への協力（独自事業）

本会は「大治町共同募金委員会」として位置づけられており、全国一斉に１０月から実施する「赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金」運動の普及と推進を図ります。

認知症や障がいのある方の権利を擁護します。

⑬ おおはる成年後見支援センター事業（受託事業）

本人らしい生活を守るために成年後見制度を利用できるよう、相談窓口を開き支援の必要な人を発見し、必要な支援につなげる地域連携の仕組みを構築します。

ア.広報機能 イ.相談機能 ウ.成年後見制度利用促進機能 エ.後見人支援機能

愛知県が実施する市民後見人等養成研修等を活用し、人材の養成を図るとともに、海部圏域内（あま市・愛西市・津島市・弥富市・大治町・蟹江町・飛島村）で市民後見人等の活用について話し合いを進めていきます。

持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施の検討を進めるとともに、実施のための情報収集を図ります。

講師を招き、医療・福祉等の事業に従事している関係者向けに成年後見制度や権利擁護に関する研修会を実施します。

一般住民、関係機関（介護・障害）、民生・児童委員、関係団体等向けに成年後見制度や権利擁護に関する講演会を開催し、制度の周知と利用促進を図ります。

令和8年度からの法人後見実施を目標に準備を進めていきます。

⑭ 日常生活自立支援事業（受託事業）

福祉サービス利用支援事業として、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でなくても地域で生活できるよう、福祉サービス利用の援助や金銭等の管理をします。

住民の困りごとに対応します。

⑮ 心配ごと相談所事業（独自事業・補助事業）

地域住民の相談を受け、必要に応じ関係機関への紹介や引継ぎなどを行います。

また、新たに「出張福祉何でも相談」を実施し、地域住民の生活課題の把握及び解決に努めます。

・心配ごと相談［民生委員児童委員協議会（以下、「民児協」）へ委嘱］

・無料法律相談［弁護士相談：毎月第3火曜日（弁護士に委嘱）］

［司法書士相談：奇数月第2火曜日（愛知県司法書士会と提携した相続登記・成年後見等相談）］

生活に困窮している方への資金貸付や食料の支援を行います。

⑯ 生活福祉資金貸付事業（受託事業）

愛知県社会福祉協議会が実施主体として、市町村社会福祉協議会が窓口となり低所得者、高齢者、障がい者等の世帯に対し必要な生活資金を貸し付けます。

コロナ関係特例貸付（緊急小口及び総合支援資金）の債権管理、自立支援機関との連携調整など困窮者支援を進めます。

⑰ クローバー基金支援事業（独自事業）

生活の不安定な低所得者に対し、日々の暮らしの維持のための資金を貸し付け、その生活を保全し経済的自立を支援します。

⑱ 食料支援事業（独自事業）

生活に困窮している方に対し、民児協からの寄付金、住民からいただいた食料や寄付金で食料を購入または、NPO法人セカンドハーベストと提携し食料支援を行います。

◎ 児童福祉部

〈目標〉

大治町の子どもが健やかに成長できるよう、子どもとその保護者を支援します。

〈重点取組〉

- ・子どもに関わる機関の1つとして切れ目なく支援ができるよう連携を図ります。
- ・育児に対する不安や発達の不安がある保護者が気軽に相談できるよう環境を整えます。

① 児童センター事業（受託事業）

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に健全育成・体力増強に取り組みます。

② 地域子育て支援拠点事業「はるっこ」・はるっ子ハウス（受託事業）

乳幼児とその保護者を対象に、子育て支援を目的とした交流や相談の場を提供します。

③ 利用者支援事業（基本型）（受託事業）

子ども及びその保護者が地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくりを行います。

④ 放課後児童健全育成事業「大治町放課後児童クラブ」の指定管理運営事業（受託事業）

小学生の健全な育成を図るため、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供します。令和7年度から令和11年度までの5年間、指定管理として、東部・西部・南部の3児童クラブを運営します。

⑤ 親子通園療育事業「かがやき園」（受託事業）

小学校に入学するまでの、心身の発達の遅れまたは、その疑いのある幼児とその保護者を対象に、健全な育成を図るために療育を行います。

◎ 障害福祉部

〈目標〉

障がい児者が尊厳あるその人らしい生活が実現できるよう支援します。また、多様化する相談に対応できるよう地域の相談支援体制の充実を図ります。

〈重点取組〉

- ・昨年度まであま市と合同で行っていた障害者支援協議会について大治町単独で「大治町障がい者支援協議会（仮称）」として設置運営に協力します。
- ・福祉作業所さつきの家において、小規模多機能事業所としてのメリットを活かし、就労継続支援B型事業及び生活介護事業のサービス向上を図ります。
- ・障害相談支援事業所において、大治町における障害相談の基幹的な役割を担えるようサービスの質の向上を図ります。
- ・コンプライアンスを遵守し利用者の権利を擁護します。

① 福祉作業所さつきの家（独自事業）

大治町のみならず、近隣市町（あま市、名古屋市中川区や中村区、蟹江町等）からも広く利用者を募集、送迎や食事サービスも提供し事業の安定を図ります。

・就労継続支援B型事業

身体障がい及び知的障がいの方を対象に、就労・生産活動の機会の提供及び就労に必要な知識・能力向上のために必要な支援をします。

・生活介護事業

身体障がい及び知的障がいの方を対象に、主に日常生活の訓練、QOL※の向上を図り、レクリエーションや生産活動など個々の特性に応じた支援をします。

※QOL：（クオリティオブライフの略）「生活の質」と訳されるもので、物理的な豊かさやサービスの量、個々の身辺自立だけでなく、精神面を含めた生活全体の豊かさと自己実現を含めた概念。

② 「おおはる」指定障害相談支援事業所（受託事業）

障がいのある方などの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供や福祉サービスの利用、権利擁護の支援などをします。

・特定相談支援事業／障害児相談支援事業

障がい者及び障がい児を対象にサービス等利用計画の作成、計画に基づく継続的な支援を行います。

・委託相談支援事業

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供、他制度及び施策への引継ぎ、障害福祉サービスの利用支援などを行います。

- ・自立支援協議会

あま大治合同で行っていた自立支援協議会を解体し大治独自で実施する。地域の障がい者等への支援体制の整備を図り、地域課題の解決に取り組みます。

- ・障がい者組織の活動支援

当事者団体活動の支援を行います。

◎ 福祉サービス利用支援部

〈目標〉

高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的にを行います。

〈重点取組〉

- ・地域包括ケアシステム、共生型社会の実現に向け、他職種協働や生活支援サービス体制の整備を進めます。
- ・認知症施策の推進業務として、認知症初期集中支援チームや医療との連携による本人及び家族の支援を進めます。また認知症サポーター養成講座やステップアップ研修を開催し、地域住民への認知症の理解や啓発を進めます。

① 地域包括支援センター事業【公益事業】（受託事業）

総合相談支援事業、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、指定介護予防支援業務などを実施します。また在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援サービスの体制の整備事業も合わせて実施します。

◎ 介護福祉部

〈目標〉

高齢者や障がい者などが可能な限り、在宅で生活を送れるように福祉サービスを提供します。経営状態の安定を図り、効果的なサービスの提供を目指し事業を推進します。

〈重点取組〉

- ・人材の確保と育成について、外部研修への参加や社内研修を実施します。
- ・居宅介護支援事業所・訪問介護事業所・通所介護事業所が一体となり、利用者の希望に沿った最適で有効なサービスを提供します。

① 「おおはる」指定居宅介護支援事業所（独自事業・受託事業）

- ・居宅介護支援事業（独自事業・受託事業）

要介護者の在宅介護に関する相談やケアプランの作成、連絡、調整を行います。

また、地域包括支援センターより依頼のあった介護予防ケアマネジメントを行います。

- ・訪問調査事業（受託事業）

介護認定審査会事務局から依頼のあった介護保険の認定調査を行います。

② ホームヘルパーステーション「おおはる」事業（独自事業・受託事業）

- ・介護保険事業（独自事業）

介護保険法に基づいて、要介護認定者に対し、訪問介護サービスを提供します。

- ・介護予防・日常生活支援総合事業（独自事業）

介護認定で要支援に認定された方、及び基本チェックリストによりサービス事業対象者と認定された方に対し、生活支援サービスを行います。

- ・障害関係事業（独自事業）

障害者総合支援法に基づき、居宅介護・同行援護・地域生活支援事業（移動支援事業）を行います。

- ・入所者等で一時帰宅する方へのヘルプサービス事業（独自事業）

入院または入所者が一時帰宅する場合に訪問介護サービスを提供します。

- ・子育て世帯訪問支援事業（受託事業）

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに家事・育児等の支援を行います。

③ 大治町デイサービスセンター事業（独自事業・受託事業）

- ・介護保険事業（独自事業）

要介護認定者に対し、地域密着型通所介護サービスを提供します。社協が運営する通所介護事業所として地域に根差した事業所を目指します。

- ・介護予防・日常生活支援総合事業（独自事業）

要支援認定者・基本チェックリスト該当者に対し、通所介護相当サービス・ミニデイ型サービスを提供します。

- ・身体障害者デイサービス事業（受託事業）

身体障がい者の自立の促進、生活の改善、社会交流、身体機能の維持向上を図るために送迎・入浴・食事などのサービスを提供します。